

協同農業普及事業の実施に関する方針

令和3年2月12日決裁
埼玉県農林部

はじめに

本県では、人口4,400万人の大消費地である首都圏の中央に位置する地の利を生かし、農業産出額の約47%を占める野菜をはじめ、米、麦、畜産、花植木、果樹、茶など多彩な農産物が生産されている。

また、本県農業は、県民に対して食料を安定的に供給するとともに、食品産業や観光業などと結び付き、地域の経済や県民生活に活力をもたらすなど重要な役割を担っている。

しかし、農業、農山村を取り巻く環境は、農業就業人口の減少や高齢化、デジタル技術の発展、経済の国際化、自然災害等のリスクの顕在化など、めまぐるしく変化している。

こうした中で、本県では、埼玉県農林水産業振興条例（平成29年条例第14号）に基づき農林水産業の振興に関する基本的な計画（以下「振興基本計画」という。）を策定し、本県農業の持続的発展と県民の豊かな生活のため、施策を推進することとしている。

この振興基本計画が示す将来像の実現に向け、普及指導活動においては、直接農業者に接して支援を行う普及指導員が、技術を核として、農業者と地域の関係者等との結び付きの構築等を通じ、担い手の育成・確保、農業者の所得向上及び地域農業の生産面・流通面等における革新的な取組を総合的に支援するとともに、牽引役を果たしていく必要がある。

こうしたことから、普及指導活動を円滑に実施するため、農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第7条に基づき、令和3年度以降、おおむね5年間における協同農業普及事業の実施に関する方針を定める。

第1 普及指導活動の課題と方法に関する事項

1 普及指導活動の課題

本県農業の持続的な発展を図るため、協同農業普及事業の運営に関する指針（令和2年8月31日農林水産省告示第1693号。以下「運営指針」という。）第2の1を基本として、協同農業普及事業において次の課題に重点的に取り組む。

（1）埼玉農業を支える担い手の育成及び確保

栽培技術や経営の改善及び向上、農業経営の法人化、雇用労力の活用、販路開拓、農地の効率的な利活用などを支援し、地域農業を牽引する担い手を育成す

る。

新規就農者や女性、高齢者、農業に参入した企業等に対して、関係機関と連携して知識や経験に応じたきめ細かな支援を実施し、多様な担い手を育成・確保する。

(2) 農地の有効利用

人・農地プランの実質化及びその実行等の取組を通じ、担い手への生産基盤継承の推進や農地の集積・集約化に向けた地域の合意形成の支援を行う。

また、集積・集約化された農地において、主食用米の高品質生産、飼料用米などの導入及び生産安定、麦・大豆の生産振興、野菜の生産拡大などを推進する。

(3) 農産物の安定供給

農地の効率的な利用や新品種・新技術の導入、新たな栽培体系の確立などを支援し、生産力の強化を推進する。

また、環境に配慮した持続可能な農業生産の支援を行う。

さらに、県産農産物のブランド化や農業の6次産業化などの高付加価値化、消費者の信頼確保に向けた農業生産工程管理（GAP）など、国内外のニーズに対応した戦略的な産地づくりの取組を支援する。

(4) イノベーションの促進

スマート農業に関する相談体制を整え、試験研究機関や民間企業等と連携し、ロボット・AI・IoT等を活用するスマート農業の実践による生産・流通現場の技術革新に向けた取組を支援する。

また、ドローン等の先端技術を使った次世代型農業支援サービスが労働負担軽減や経営改善に有効な場合は、これを活用した農業経営の発展を支援するよう努める。

(5) 災害等のリスクへの対応

自然災害に対し、気象データを活用した事前・事後の技術対策を支援するとともに、気候変動の影響を軽減するための対策技術の導入を推進する。

また、病虫害の予防やまん延防止に向け、迅速な情報提供や技術指導を実施するとともに、鳥獣被害防止に向け、対策技術の普及を推進する。

さらに、新型コロナウイルス感染症等のリスクに対し、農業者のニーズに対応した経営安定を図るための取組を支援する。

(6) 農業を核とした活力ある地域づくり

農業者に対する技術・経営指導の中で、農村の実態や要望を把握するとともに、地域の多様な関係機関と連携し、地域コミュニティの維持・強化や都市と農山村との交流、農業と観光産業の融合、食文化の伝承など、都市地域・中山間地域の特性に応じた課題解決のための取組を支援する。

2 普及指導活動の方法に関する事項

普及指導活動を効果的かつ効率的に実施するため、普及指導活動方法に関し、次に掲げる事項に取り組む。

(1) 農業者に対する支援の充実・強化

普及指導員の本来職務である直接農業者に接して行う普及指導活動に要する時間が十分に確保されるよう努める。また、普及指導活動の充実・強化及び効率化を図る観点からICTの積極的な導入・活用に取り組む。

さらに、試験研究成果等の幅広い技術・経営情報に加え、補助事業や融資制度などの行政施策についての情報提供を積極的に行う。

並びに、普及指導活動により得られた活動の成果や生産現場のニーズ等の情報を行政機関や農業団体等に積極的に発信する。

(2) 公的機関が担うべき分野における取組の強化

食料の安定供給や農業・農村の維持・発展を目的とする活動（技術・経営革新の推進、地域の合意形成支援、自然災害への対応、環境に配慮した農業の推進、農産物の安全性の確保等）を強化する。

(3) 先進的な農業者等とのパートナーシップの構築

新規就農者の育成をはじめとした地域農業・農村の振興に当たっては、先進的な農業者や地域リーダーとのパートナーシップを構築し、協働して取り組む。

(4) 試験研究機関・民間企業等との連携強化

試験研究機関との連携に当たっては、県が行う研究開発に企画段階から参画し、現場の課題や技術に関する提案を行う。また、研究成果を生かして農業現場にいち早く普及し、技術革新を推進する。

民間企業等との連携に当たっては、公的機関が担うべき部分と民間企業等に委ねる部分とに役割を分担し、効果的かつ効率的な普及指導活動を展開する。

(5) 都道府県間の連携

広域的な課題に対する横断的な検討及び解決に向け、必要に応じて行政区域を越えた情報共有、技術協力等を行う。

(6) 普及活動計画の策定と評価

振興基本計画の実現に向け普及活動計画として、5年後の長期目標と活動方針を定めた「普及活動基本計画」と、単年度ごとの「普及活動年度計画」を策定する。

普及活動計画の策定に当たっては、適切な目標や活動内容とするため、先進的な農業者等から意見を聴取するとともに、明確な役割分担の下に普及指導活動を展開するため、市町村や農業団体等と意見や情報の交換を行う。

普及指導活動の成果を検討するため、自ら行う内部評価及び外部による客観的

な評価を実施し、評価結果を次年度以降の普及活動計画に反映させる。

また、外部評価結果については公表する。

なお、普及活動計画の策定や対象の選定に当たっては、地域の実情に応じ、普及指導員による取組の必要性及び緊急性が高いものに重点化する。

このうち、特に重要な課題については、農業革新支援専門員が普及指導活動の目標、期間、体制等を示した重点プロジェクト計画を定め、農林振興センター農業支援部と連携して当該計画に基づく活動を推進するものとする。

(7) 調査研究活動の実施

農業に関する高度な技術及び当該技術に関する普及指導活動方法を組み立て、それを実証するなどの調査研究を実施し、その成果を普及指導活動に活用する。

(8) 現地開発型技術の確立

農業経営体への新技術の導入や地域課題の解決のため、農業技術研究センター及び茶業研究所等と連携し、現地における新技術の開発、実証を行い、経営力のある農業の担い手の育成並びに地域農業の活性化を図る。

第2 普及指導員の配置に関する事項

意欲ある担い手を育成するため、地域の主要作物や営農形態、普及指導員の専門性や経験年数、在任期間などを考慮し、普及指導員を配置するよう努める。

また、配置に当たっては、第3の2に示す普及指導員の専門性及び普及指導活動の手法に係る長期的な資質向上、普及指導員資格を有する者の計画的養成、組織的な機能の発揮等にも留意する。

1 普及指導員の配置

技術や経営の指導を通じ、担い手の育成、地域農業の振興を図る普及指導員を、農林振興センター農業支援部、農業ビジネス支援課販売対策・6次産業化担当、農業技術研究センター農業革新支援担当及び茶業研究所農業革新支援担当に配置する。

2 農業革新支援専門員の配置

普及指導員のうち、高度な専門性を有する者を農業革新支援専門員として農業ビジネス支援課販売対策・6次産業化担当、農業技術研究センター農業革新支援担当及び茶業研究所農業革新支援担当に配置する。

農業革新支援専門員は、国、都道府県、試験研究機関、民間企業、大学等の取組等の情報を収集し、研究・教育・行政等との連携強化による専門技術の高度化や政策課題への対応、重点プロジェクト計画の企画立案・実施・総括や普及指導員の活動支援や育成を行う。

3 農業改良助長法施行令第3条第2号における普及指導員の任用

農業改良助長法施行令（昭和27年政令第148号）第3条第2号に基づき、農林水産大臣が定める基準を満たす者を、普及指導員として任用する。

4 普及指導員の養成・確保

普及指導員を的確に配置するため、普及指導員の任用資格を有する者の計画的な養成及び確保に努める。

普及指導員の任用資格を有する者の養成及び確保に当たり、普及指導員の任用資格の取得を目指す者を原則として農林振興センター農業支援部に配置し、普及指導員の監督の下で普及指導に従事させることを通じて、現場での課題抽出から解決までの能力等の向上を図る。

第3 普及指導員の資質の向上に関する事項

普及指導員に求められる役割を十分に発揮しつつ、農業者からの高度かつ多様なニーズや地域課題へ効果的に対応するために必要な資質の向上が図られるよう、次に掲げる事項に留意して、普及指導員の自己研鑽の促進及び研修の充実・強化に努める。

1 人材育成計画の策定

中長期的な視点から協同農業普及事業の遂行に必要な人材を確保し、本県農業の発展に寄与するため、普及指導員の備えるべき資質を明確にし、育成に向けての具体的な方策を取りまとめた「埼玉県普及指導員等人材育成計画」（以下「人材育成計画」という。）を策定するとともに「埼玉県普及指導員等養成研修要領」に基づき、計画的に研修を実施する。

2 向上を図るべき資質

普及指導員に求められる役割を発揮するため、農業及び経営に関する高度な技術及び知識並びに多様な農業者に接しコミュニケーションを図る手法や、課題解決に向けて企画立案し、関係機関と連携を構築する手法などの習得に努める。

3 資質向上の方法

普及指導員は、関係機関からの情報収集や調査研究の実施による自発的な能力向上の取組により幅広い専門的な知識や技術の習得に努める。普及指導員に対する研修の実施については、人材育成計画に基づき経験年数、職務経歴に応じて、ICT等を効果的に活用しつつ、計画的な集合研修やOJTを基本とし、県、国の役割分担のもとに体系的に実施する。その際、普及指導活動経験の少ない普及指導員等の能力の向上を図るための体制の整備及び農業革新支援専門員の役割を担うことができる人材の育成を考慮する。

第4 普及指導センター等の運営

1 普及指導センターの運営

農林振興センター農業支援部は、運営指針第5に規定する普及指導センターとして、普及指導員の活動拠点としての機能を十分に発揮するよう整備する。また、農林振興センター農業支援部が農業者等のスマート農業をはじめとした技術及び経営に関する情報発信・相談窓口として機能するよう試験研究機関や民間等の専門家、市町村や農業団体等の関係機関と連携体制を整える。

2 農業革新支援センターの運営

農業技術研究センター農業革新支援担当は、運営指針第5に規定する農業革新支援センターとして、先進的な農業者等からの高度かつ専門的な相談への対応や、国、試験研究機関、民間企業、他の都道府県とのネットワークの構築及び新たな技術等に係る情報の集約整理等により、普及指導センターの活動を支援するものとなるよう整備する。

第5 農業大学校における教育内容の充実強化

農業大学校の運営に当たっては、地域農業の状況を踏まえ、農林振興センター農業支援部や農業革新支援担当、試験研究機関、関係機関等と連携し、必要とする取組を着実に実施できるよう次に掲げる事項に努める。

1 研修教育の内容の充実強化等

農業大学校は、就農希望者等に対する県の中核的な教育機関として、実践的な技術力と経営力を備えた農業者の育成が図られるよう、先進的な農業経営者等による授業、現場での実習、農業生産工程管理（GAP）に関する教育、企業並びに教育機関及び研究機関と連携したスマート農業技術研修を始めとした、実践的・発展的な教育内容の充実強化を進めるとともに、そのための施設・設備等の整備を進める。また、指導力向上のための研修を実施し、指導職員の資質の向上を図る。

2 就農支援の取組の推進等

農業大学校において、農家出身でない学生や就職就農を希望する農家出身の学生等が増加していることを踏まえ、円滑な就農のため、就農相談や農業法人等とのマッチング、農林振興センター農業支援部との連携等の就農支援の取組を推進するとともに、就農後における地域への定着が図られるよう関係機関と連携する。

3 農業高校等の生徒への研修機会の提供等

農業の魅力を伝え、将来的に農業を職業として選択する人材を育成するため、農業大学校において農業高校や普通高校等の生徒に対する研修の機会を提供する。

4 社会人等への研修機会の提供等

農業大学校は、社会人を含む幅広い世代の就農を促進するため、他の研修機関等との連携・役割分担の下、社会人等に対する研修の機会を提供する。

5 先進的な農業者等による外部評価の実施

農業大学校は、研修教育の内容、その成果及び実施体制について、先進的な農業者等による外部評価を実施し、その結果を踏まえて研修教育の内容等の改善を行う。

第6 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

1 民間との連携

地域の実情に応じて、普及指導活動を補完する目的で普及指導協力委員制度を活用する。

また、農業経営を総合的に支援していく観点から埼玉県農業経営相談所と連携しつつ税理士、社会保険労務士等を積極的に活用するとともに、多様な資源の活用等による地域農業の活性化を図るため、商工会議所など他産業の支援機関との連携強化を図る。

2 農業に関する教育への協力

農業に対する県民の理解を深め、将来の担い手の確保に資するよう教育機関、市町村が行う農業に関する教育に対し、情報提供等の必要な協力を行う。